



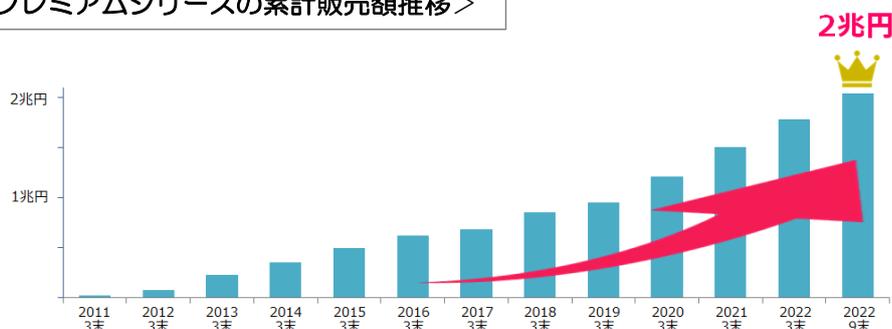
2022年10月21日

各位

多くのお客さまにご愛顧いただき
T&Dフィナンシャル生命の「生涯プレミアムシリーズ」が
累計販売額 2兆円を突破！

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）は、「生涯プレミアムシリーズ」の累計販売額が2兆円を突破しましたので、お知らせいたします。

<生涯プレミアムシリーズの累計販売額推移>



生涯プレミアムシリーズは、「ご自身でつかうお金」を受け取りながら「ご家族にのこすお金」をご準備いただける商品として、当社が業界に先駆けて発売した一時払の終身保険です。同シリーズは初代となる「生涯プレミアム」の2010年4月26日の発売以来、商品改定を行ないながら、長きにわたりお客さまや代理店にご支持をいただき、順調に販売額を積み上げてまいりました。現在は、海外金利を活用した「生涯プレミアムワールド5（正式名称：無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択V型）」と円建の「生涯プレミアムジャパン5（正式名称：無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）」の2商品のラインナップをご提供しています。お取扱い金融機関等代理店（2022年10月21日現在）は、「生涯プレミアムワールド5」で140代理店、「生涯プレミアムジャパン5」で83代理店に達しています。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

生涯プレミアムシリーズ（現在お取扱い中の商品）

無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択V型）
生涯プレミアムワールド5



商品説明動画

無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）
生涯プレミアムジャパン5



商品説明動画

「生涯プレミアムワールド5」と「生涯プレミアムジャパン5」の魅力については、商品説明動画をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

「生涯プレミアムワールド5」の販売金融機関等代理店

<ul style="list-style-type: none"> ・アイ・エフ・クリエイト ・愛知銀行 ・アイリックコーポレーション (保険クリニック) (*1) ・青森銀行 ・足利銀行 ・アドバンスクリエイト (保険市場) ・イオン銀行 ・池田泉州銀行 ・岩手銀行 ・F.L.P (保険相談サロン FLP) ・エフケイ ・エムアイカード ・大分銀行 ・香川銀行 ・関西みらい銀行 ・北九州銀行 ・北日本銀行 ・紀陽銀行 ・京都銀行 ・京都中央信用金庫 ・きらぼし銀行 ・きらやか銀行 ・熊本銀行 ・群馬銀行 ・高知銀行 ・埼玉縣信用金庫 ・埼玉りそな銀行 ・佐賀銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・山陰合同銀行 ・三十三銀行 ・滋賀銀行 ・四国銀行 ・静岡銀行 ・静岡中央銀行 ・清水銀行 ・十八親和銀行 ・十六銀行 ・常陽銀行 ・人生設計 ・スルガ銀行 ・仙台銀行 ・大光銀行 ・第四北越銀行 ・大東銀行 ・千葉銀行 ・千葉興業銀行 ・中京銀行 ・中国銀行 ・筑波銀行 ・ティー・エフ・オフィス (保険コンパス) ・東京スター銀行 ・東邦銀行 ・徳島大正銀行 ・鳥取銀行 ・長崎銀行 ・名古屋銀行 ・南都銀行 ・西日本シティ銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネクサス ・野村不動産ソリューションズ ・PGフレンドリー・パートナーズ ・百五銀行 ・広島銀行 ・ファイナンシャル・ジャパン ・福井銀行 ・福岡銀行 ・福岡中央銀行 ・ブロードマインド ・北洋銀行 ・保険ステーション ・ほけんの110番 ・ほけんの窓口グループ (ほけんの窓口) (*2) ・北海道銀行 ・みちのく銀行 ・三菱UFJ銀行 ・三菱UFJ信託銀行 ・みどり会 ・みなと銀行 ・宮崎銀行 ・武蔵野銀行 ・もみじ銀行 ・山口銀行 ・山梨中央銀行 ・横浜銀行 ・りそな銀行 ・ワイエムライフプランニング (保険ひろば+) ・大同生命
--	--	---

2022年10月21日現在 計140代理店

「生涯プレミアムジャパン5」の販売金融機関等代理店

<ul style="list-style-type: none"> ・愛知銀行 ・池田泉州銀行 ・岩手銀行 ・香川銀行 ・北九州銀行 ・北日本銀行 ・きのくに信用金庫 ・京都中央信用金庫 ・高知銀行 ・埼玉縣信用金庫 ・埼玉りそな銀行 ・佐賀銀行 ・三十三銀行 ・四国銀行 ・静岡銀行 ・静岡中央銀行 ・清水銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陽銀行 ・スルガ銀行 ・仙台銀行 ・大光銀行 ・大東銀行 ・但馬銀行 ・千葉銀行 ・中京銀行 ・筑波銀行 ・東邦銀行 ・徳島大正銀行 ・鳥取銀行 ・長崎銀行 ・南都銀行 ・西日本シティ銀行 ・PGフレンドリー・パートナーズ ・東日本銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島銀行 ・福岡中央銀行 ・北洋銀行 ・ほけんの窓口グループ (ほけんの窓口) (*2) ・みちのく銀行 ・三菱UFJ銀行 ・三菱UFJ信託銀行 ・みどり会 ・武蔵野銀行 ・もみじ銀行 ・山口銀行 ・りそな銀行 ・ワイエムライフプランニング (保険ひろば+)
--	--	--

2022年10月21日現在 計83代理店

*1：次のFC代理店 17代理店含む：アースコンサルティング、アイサポート、あおいパートナーズ、アブコ保険、出雲殿互助会、インシュアランスサービス、Will Japan、エーダイ、オフィスNK、ゲイン、さんぎ、ヒューマン&アソシエイツ、ファイブリンク、ファシオ・コンサルティング、フィナンシャルプラザJAPAN、プラス、ヤマヒロ

*2：次のパートナー企業 36代理店を含む：アドバンスママダ、安心企画、ウエスト・ワン、NYライフ、MFS、LPH ライフコンサルタント、LPF 仙台、大島ホケン、オフィス・アウル、カムイ、KFC、コネクシオ、サンオータス、ダーウィン、タイホウライフサービス、ティ・アイ・エス、トータル保険パートナーズ、ともにあーる、トヨタファイナンス、ニュートン、ネクストイノベーション、ほけんのパートナーズ、ライフキュア、ライフクリエイト、ライフパーソンズ、ライフプラザアドバンス、ライフプラザSUN、ライフプラザ中央、ライフプラザ東海、ライフプラザ東京、ライフプラザNEO、ライフプラザファイナンシャルデザイン、ライフ・プランニング・サービス、LOVE&TRUST、緑翠園、ワシダ

Point 1 多様化するお客さまニーズにあわせたコースをお選びいただけます。

- ▶ ご自身で“つかうお金”は、お客さまのご希望や目的にあわせて、以下の2つのコースからお選びいただけます。ニーズに合わせた受取方法で、追加額を使えます。

いつでも払出可能 積立コース	毎年の追加額を累積追加額に加算しつつ、生涯の死亡保障を確保していくコースです。 累積追加額は、いつでもその全部を払い出すことができます。
定期的にお受取 定期支払コース	毎年、定期支払金額（追加額）を受け取りながら、生涯の死亡保障を確保していくコースです。 定期支払金額は、毎年、契約者の指定される口座に自動的に振り込まれます。

Point 2 特約により、あんしんの機能もお選びいただけます。

特約をプラス 保険金最低保証特約 死亡保険金を円で確保

- ▶ 「保険金最低保証特約」を付加することで、ご契約日から一定期間、死亡保険金は一時払保険料と同額が円で最低保証されますので、万一の場合は、ご家族に安心してのこすことができます。
- ▶ 最低保証期間は、ご契約年齢によって異なります。

特約をプラス 目標値到達時終身保険移行特約 目標値に到達した場合、基本保険金額の100%以上を円で確保

- ▶ 「目標値到達時終身保険移行特約」の付加により、追加額または定期支払金額を受け取りつつ、目標値到達により以後の死亡保険金額・解約払戻金額を円で確保することが可能です。

目標値は100% から選択可能	<ul style="list-style-type: none"> ・積立コース、定期支払コースのいずれにも目標値を設定できます。目標値は、ご契約時に基本保険金額の100%・105%・110%より選択いただけます。 ・目標値の到達は、契約日から1年経過以後、毎営業日判定します。 ・追加額・定期支払金額は、目標値に到達するまでお受取いただけます。
円で確保	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値に到達した場合、自動的に海外金利から国内金利を活用した終身保険に移行するため、死亡保険金額・解約払戻金額は円で確定します。 ・円で確定させることで、あらかじめ指定した受取人に、減らさずにのこすことができるので安心です。

特約をプラス 介護認知症年金支払移行特約 要介護1以上に認定または所定の認知症*と診断確定された場合、介護認知症年金を受け取ることもできます。

- ▶ 「介護認知症年金支払移行特約」の付加により、公的介護保険制度「要介護1」以上に認定または「所定の認知症*」と診断確定された場合、解約払戻金をもとに、死亡保障に代えて介護認知症年金を生涯にわたりお受取いただくことも可能です。
* 所定の認知症とは、医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。
- ▶ 指定代理請求特約の付加により、介護認知症年金の受取人である被保険者が介護認知症年金をご請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合、指定代理請求人が介護認知症年金（一括受取可）をご請求いただくことも可能です。

Point 3 契約時に為替手数料・初期費用のご負担がありません。

- ▶ 契約時にお客さまにご負担いただく初期費用はありません。
なお、契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額になります。

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用												
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	ご契約時にご負担いただく費用はありません。												
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「保険金最低保証特約を付加した場合の費用」を控除したうえで定めております。 したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。												
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上 2年未満</th> <th>2年以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>6.0%</td> <td>5.4%</td> <td>4.8%</td> <td>4.2%</td> <td>3.6%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
		経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満							
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>5年以上 6年未満</th> <th>6年以上 7年未満</th> <th>7年以上 8年未満</th> <th>8年以上 9年未満</th> <th>9年以上 10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.0%</td> <td>2.4%</td> <td>1.8%</td> <td>1.2%</td> <td>0.6%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	解約控除率	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0.0%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上								
解約控除率	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0.0%								
保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合	外貨の取扱に必要な費用	保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。 また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。												
年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率（*）												

（*）年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。
なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。
また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

■ 死亡保険金額・解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります。

- ・この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- ・死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

※本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されている「確定保険金額」を「累積追加額」として記載しております。

※本資料では追加額を累積追加額に加算するご契約を「積立コース」、定期支払特約を付加して定期支払金額を毎年お受取いただくご契約を「定期支払コース」として記載しております。

Point 1 円ならではの安心感で、多様化するお客さまニーズにあわせたコースをお選びいただけます。

- ご自身で“つかうお金”は、お客さまのご希望や目的にあわせて、以下の2つのコースからお選びいただけます。ニーズに合わせた受取方法で、追加額を使えます。

いつでも払出可能 積立コース	毎年の追加額を累積追加額に加算しつつ、生涯の死亡保障を確保していくコースです。 累積追加額は、いつでもその全部を払い出すことができます。
定期的にお受取 定期支払コース	毎年、定期支払金額（追加額）を受け取りながら、生涯の死亡保障を確保していくコースです。 定期支払金額は、毎年、契約者の指定される口座に自動的に振り込まれます。

- 基本保険金額2,000万円以上*の場合は、高額割引制度により高い積立利率が適用され、追加額・定期支払金額を充実させることができます。
* 基本保険金額が2,000万円以上のご契約を、2,000万円未満に減額（特約による保険金請求の場合を除く）した場合、減額後の積立利率はご契約時より低くなります。

Point 2 特約により、軽度から重度までの介護・認知症に備えられます。

- 「介護認知症年金支払移行特約」で長期の介護・療養に備え、「介護認知症前払特約」で“そなえるお金”と“のこすお金”を同時に準備することができます。

特約	介護認知症年金支払移行特約	公的介護保険制度の「要介護 1」以上に認定または「所定の認知症*1」と診断確定された場合、解約払戻金をもとに、死亡保障に代えて介護認知症年金を生涯にわたり受け取れます。
	介護認知症前払特約	公的介護保険制度の「要介護 4」以上に認定または「所定の認知症*2」と診断確定された場合、死亡保険金額*3の全部または一部を原資として介護認知症前払保険金を受け取れます。

- *1 所定の認知症：医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。
- *2 所定の認知症：下記の2項目とも該当。
 - ・医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。
 - ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づく認知の程度がIVまたはMと医師が判断した場合。
- *3 累積追加額がある場合には、その金額を除きます。
- ※介護認知症年金支払移行特約の活用後は、介護認知症前払特約を活用することはできません。

- 指定代理請求特約の付加により、受取人である被保険者が介護認知症年金または介護認知症前払保険金をご請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合、指定代理請求人が介護認知症年金（一括受取も可）や介護認知症前払保険金をご請求いただくことも可能です。

Point 3 契約時に初期費用のご負担がありません。

- 契約時にお客さまにご負担いただく初期費用はありません。
なお、契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額になります。

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用												
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	ご契約時にご負担いただく費用はありません。												
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」を控除したうえで定めております。 したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。												
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上 2年未満</th> <th>2年以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.0%</td> <td>2.7%</td> <td>2.4%</td> <td>2.1%</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	解約控除率	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%
		経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満							
		解約控除率	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>5年以上 6年未満</th> <th>6年以上 7年未満</th> <th>7年以上 8年未満</th> <th>8年以上 9年未満</th> <th>9年以上 10年未満</th> <th>10年 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>1.5%</td> <td>1.2%</td> <td>0.9%</td> <td>0.6%</td> <td>0.3%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年 以上	解約控除率	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0.0%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年 以上								
解約控除率	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0.0%								
介護認知症前払特約、リビング・ニーズ特約により保険金をお受取りになる場合	保険金の支払をした場合に 必要な費用	請求日における被保険者の年齢および性別に応じて当社の定める方法により計算した金額または所定の期間に応じた利息を差し引きます。												
年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合	年金の支払管理等に 必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率（*）												

（*）年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。
なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。
また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

■ 解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります。

- この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

※本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されている「確定保険金額」を「累積追加額」として記載しております。

※本資料では追加額を累積追加額に加算するご契約を「積立コース」、定期支払特約を付加して定期支払金額を毎年お受取りいただくご契約を「定期支払コース」として記載しております。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。